

事務連絡  
令和2年3月10日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－について（周知）

児童福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）」（令和2年3月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）及び「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）」（令和2年3月7日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）に基づき御対応いただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対応するため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」が本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されましたので、お知らせいたします。当該緊急対応策には、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等が盛り込まれております。詳しくは、別途資料を御参照ください。また、当該緊急対応策のうち、子ども家庭行政に直接関係する記述を別紙のとおりまとめておりますので、併せて御参照ください。

各都道府県におかれては、管内市区町村（特別区を含む。）に対し周知をお願いいたします。

(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」からの抜粋)

## 2 緊急対応策

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

#### ○ 感染拡大防止策

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講じる必要がある。介護施設や保育所等、障害者施設等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助する。

### (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

#### ○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位(クラス)の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する(国庫負担割合 10/10)。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。(中略)

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する(国庫負担割合 10/10)。(略)